

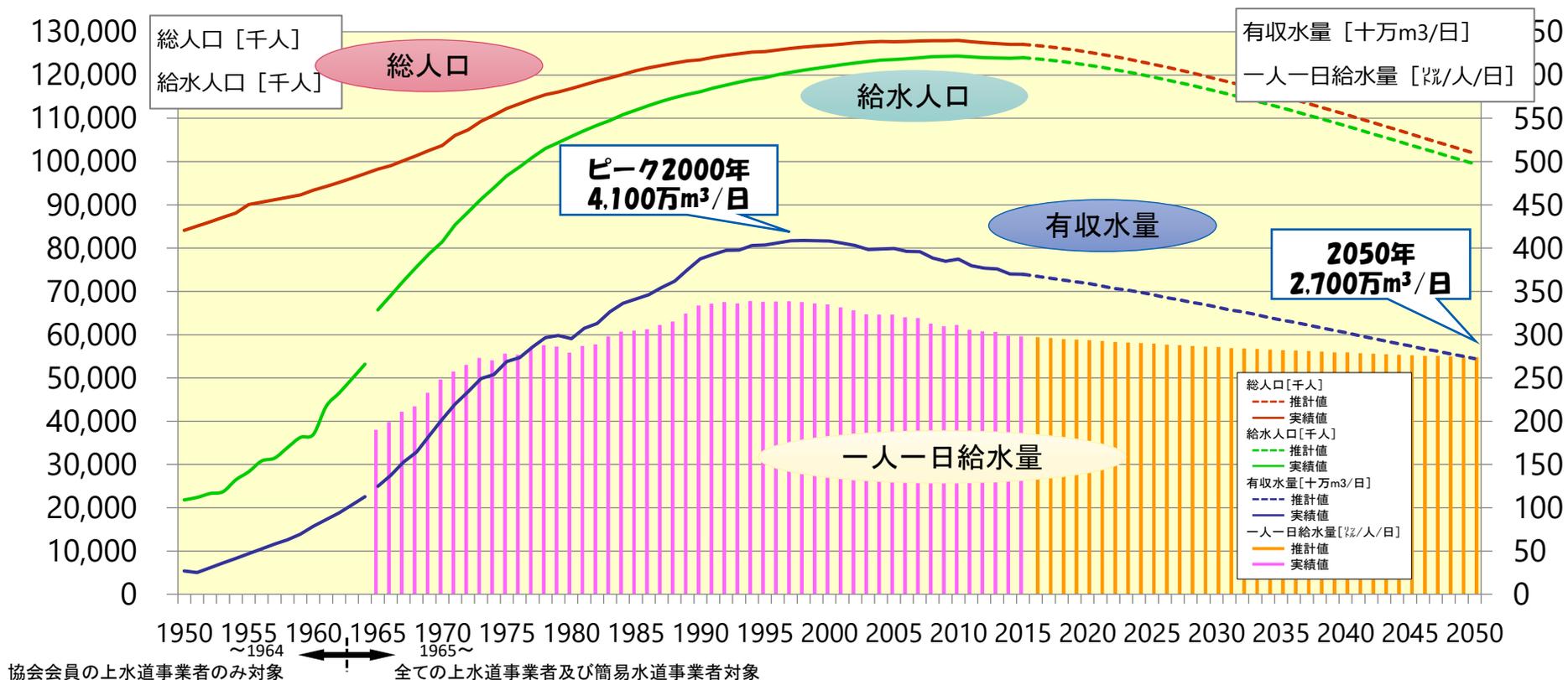
最近の水道行政について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長 名倉 良雄

水道を取り巻く状況



➤ 節水機器の普及や人口減少等により、有収水量は2000年頃をピークに減少傾向にあり、2050年頃には、ピーク時の約2/3程度まで減少する見通し。



【実績値（～2015）】水道統計（日本水道協会） 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口
 【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に、上水道及び簡易水道の普及率（H27実績97.6%）を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。
- ③一人一日給水量：一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

管路の経年化の現状と課題

●管路経年化率は19.1%※まで上昇、管路更新率は0.67%まで低下（令和元年度）。
 ※全管路延長約73万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約14万kmの割合。法定耐用年数とは、減価償却費を計算する上での基準年数。（実務上の一般的な更新基準は平均するとおおむね60年）

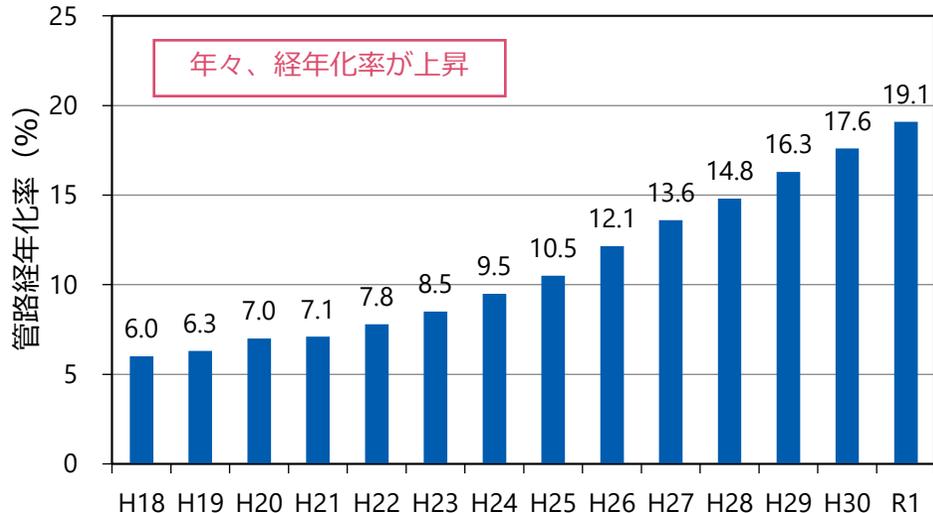
●令和元年度の更新実績：更新延長約4,862km、更新率0.67%

●60年で更新する場合※：更新延長約7千km、更新率0.96%

※法定耐用年数を超えた管路約14万kmを今後20年間（令和2～21年度）で更新する場合に必要な更新規模

管路経年化率（%）

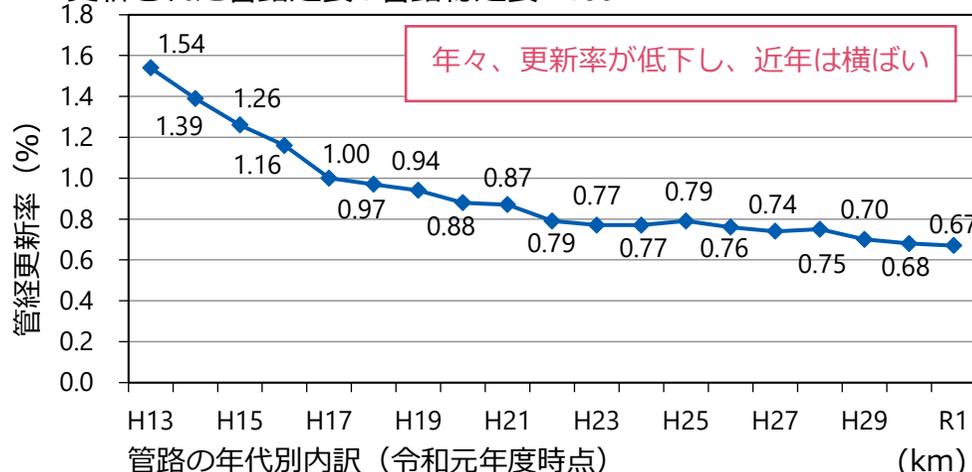
法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和元年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	20.8%	16.1%	19.1%
管路更新率	0.73%	0.56%	0.67%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



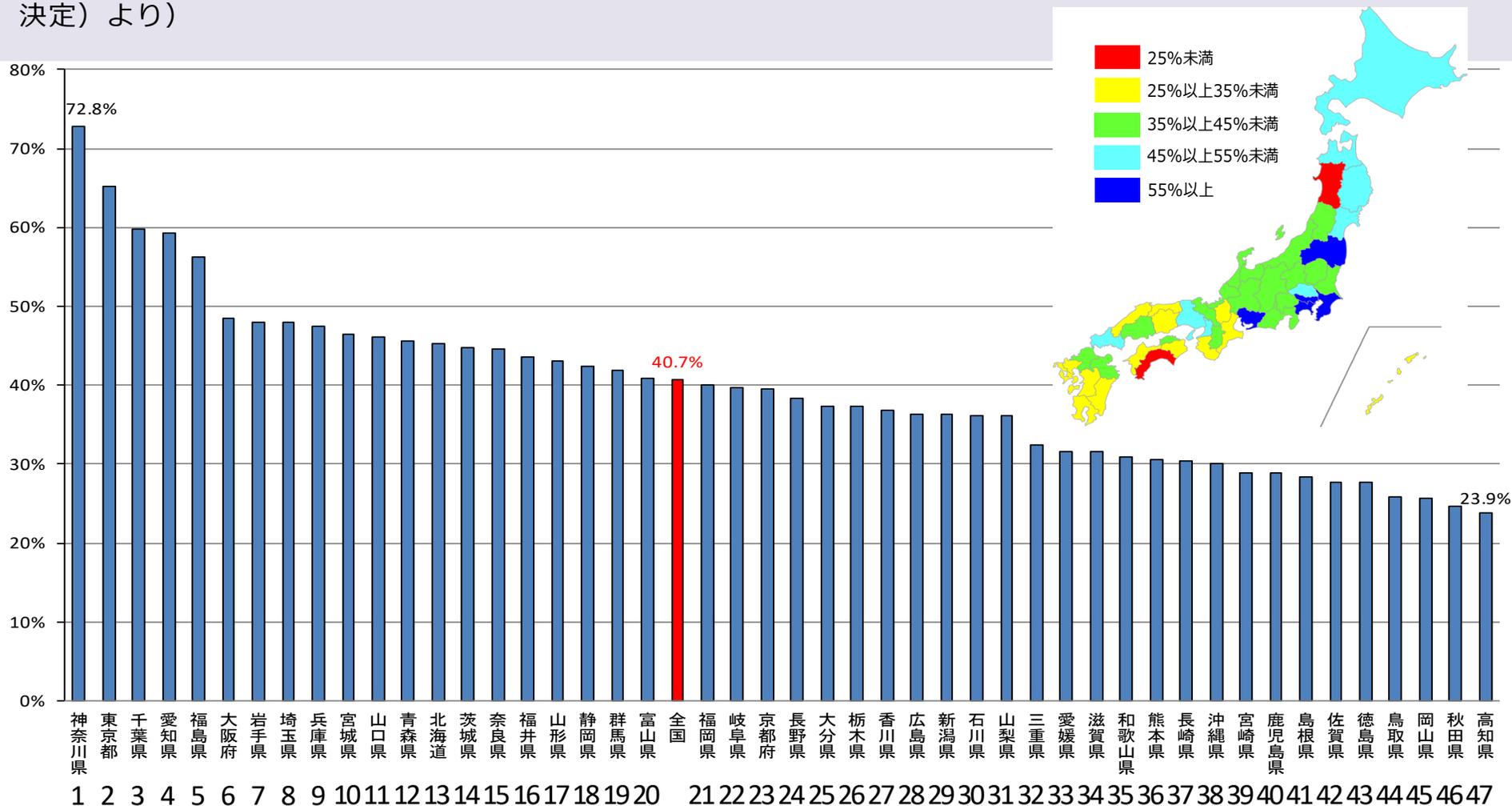
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	138,983
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	325,613
上記以外	262,208
管路延長合計	726,804

（出典）水道統計

水道基幹管路の耐震適合率（令和2年度末）

水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある基幹管路の割合は40.7%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

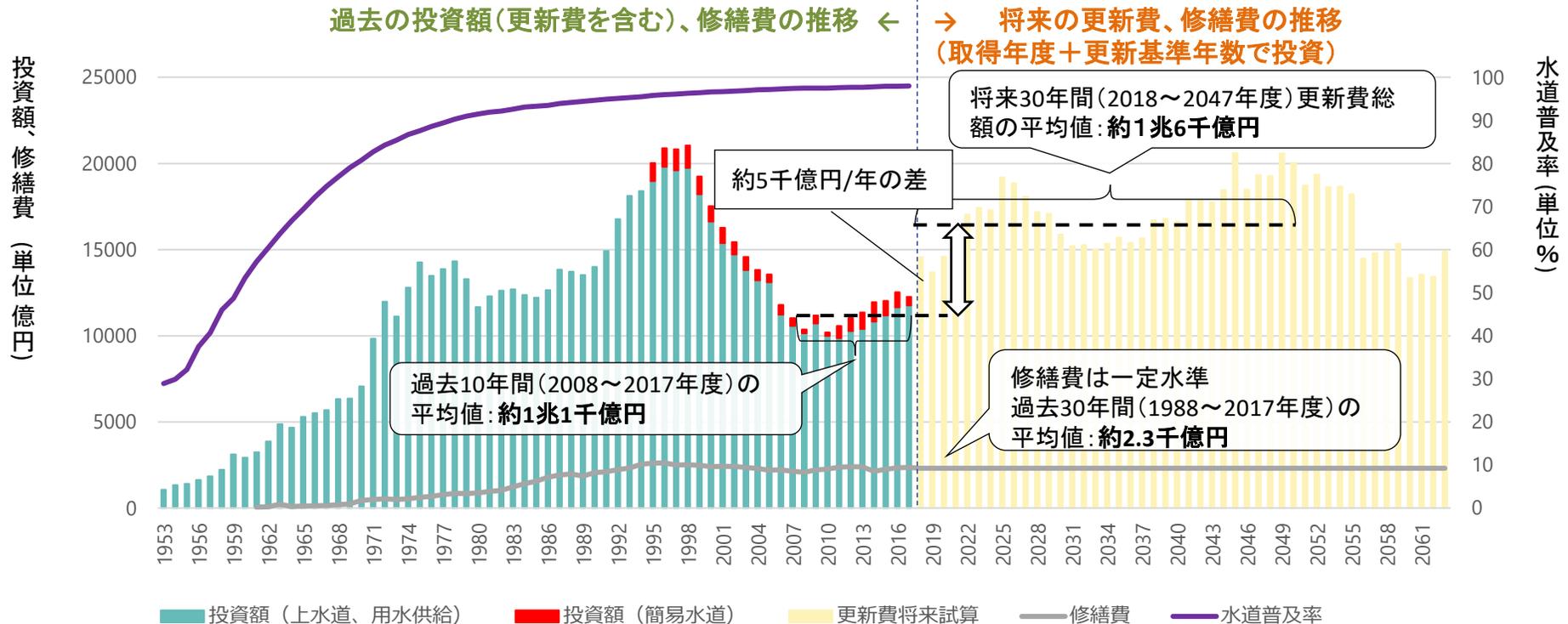
※基幹管路の耐震適合率（KPI）：60% [2028年]（国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日国土強靱化推進本部決定）より）



全国の水道施設の更新費・修繕費の試算結果

- 過去10年間(2008～2017年度)の投資額(更新費を含む)[※]の平均値は約1兆1千億円であるのに対して、将来30年間(2018～2048年度)にわたって単純更新を行った場合の更新費は、平均約1兆6千億円と試算[※]される(約5千億円/年の差)。
- 将来の修繕費は、過去30年間(1988～2017年度)の平均値と同水準で試算[※]した(約2.3千億円/年)。
- 水道施設台帳を作成し、余剰資産の整理(ダウンサイジングや管網の整理統合)を行うことにより、将来の更新費や修繕費の削減が期待できる。また、基盤強化計画を策定することができる都道府県において、水道全体の効率化を見込んだ更新費や修繕費を推計することが重要である。

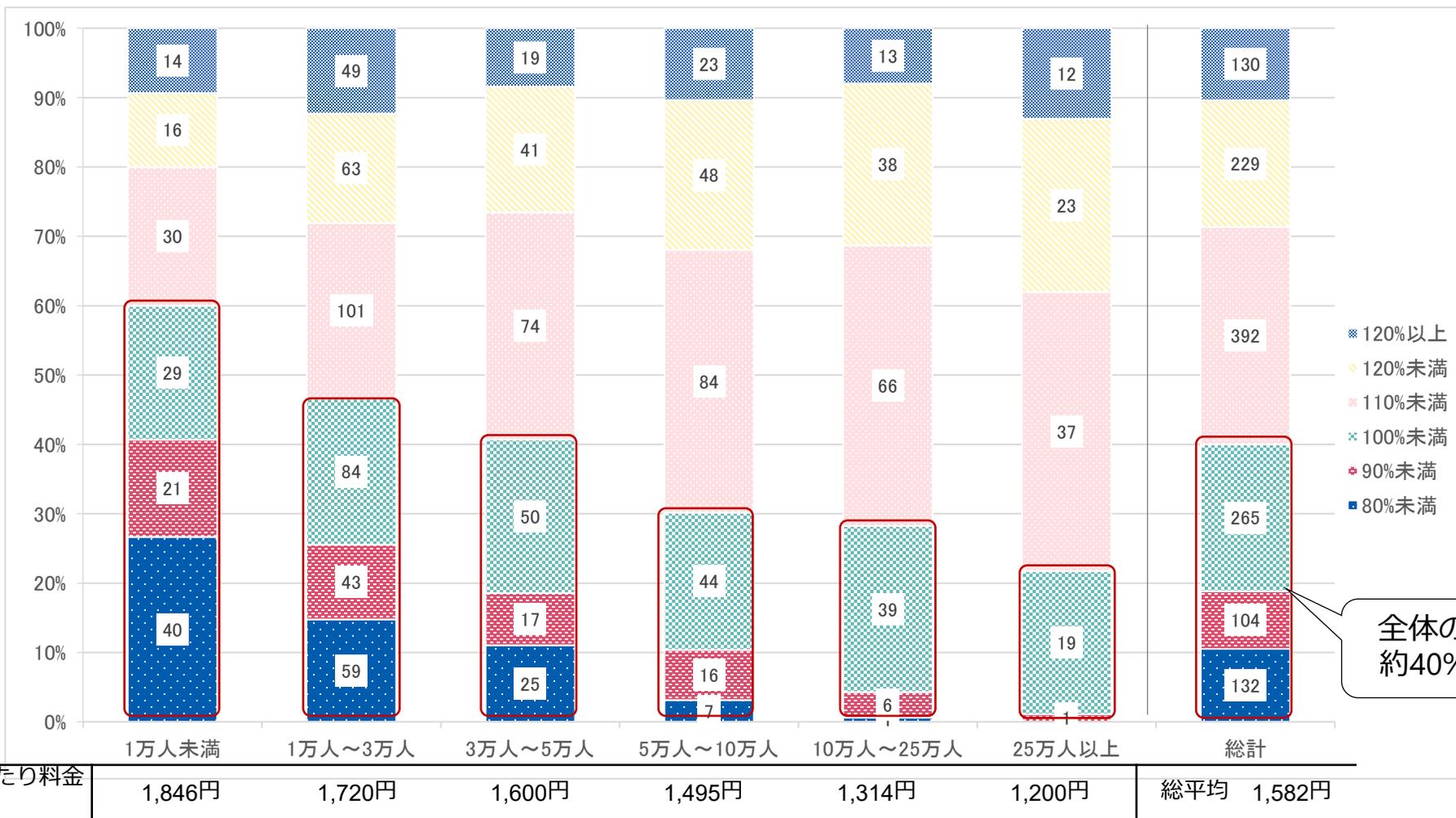
※過去の投資額、将来の試算の前提は次ページを参照。



水道事業の経営状況

○ 小規模な水道事業者ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている（＝原価割れしている）。

上水道事業の料金回収率（供給単価/給水原価）



※上水道事業者1,252事業者（簡易水道を含まない）を対象

（「令和元年度 地方公営企業年鑑」より作成）

水道の基盤強化及び広域化の推進について



水道基盤強化計画について

- 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画（「水道基盤強化計画」）を定めることができる。
- 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意を得なければならない。

水道基盤強化計画の策定趣旨

- 都道府県においては、法第2条の2第2項に定める責務にあるように、市町村を超えた広域的な見地から広域連携の推進役として積極的な関与が期待されるものである。
- 水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたもの。

水道基盤強化計画に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道基盤強化計画の期間
- ③ 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標
- ④ 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項
- ⑤ 都道府県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進の対象となる区域（連携等推進対象区域）
- ⑥ 連携等推進対象区域における水道事業者等との連携等に関する事項
- ⑦ 連携等推進対象区域において水道事業者等との連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

改正水道法に基づく広域連携の推進

厚生労働省

基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県水道ビジョン

50~100年先を視野に入れた将来（当面10年程度）の水道の理想像を設定。
その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に
反映可能

広域化の記載内容を
活用しつつ、充
実させることによ
り策定可能

水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。
都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に
基づき策定

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

連携等推進対象区域①

- ・構成自治体 (A市・B市)
- ・連携内容 (水道事業の統合等)
- ・施設整備内容 (連絡管整備事業)

計画区域

連携等推進対象区域②

- ・構成自治体 (C市・D市)
- ・連携内容 (管理システムの統合等)
- ・施設整備内容 (システム整備事業)

連携等推進対象区域③

- ・構成自治体 (X市・Y市)
- ・連携内容 (浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容 (浄水場整備事業)

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

水道事業者等

水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・収支見通しの作成及び公表

水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的開催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業体のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営統合	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

官民連携の推進について



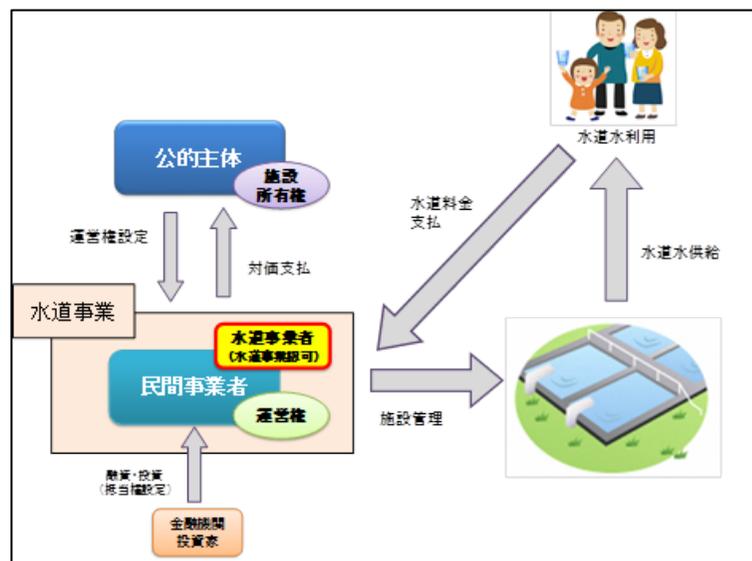
水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
<p>一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)</p>	<p>○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある</p>	<p>運転管理に関する委託：3,224施設※（615水道事業者等） 【うち、包括委託は、965施設※（176水道事業者等）】</p>
<p>第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)</p>	<p>○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託</p>	<p>民間事業者への委託：324施設※（54水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか</p> <p>水道事業者等（市町村等）への委託：17施設※（12水道事業者等） 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場」、 「横須賀市 小雀浄水場」ほか</p>
<p>DBO (Design Build Operate)</p>	<p>○地方自治体（水道事業者）が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託</p>	<p>13案件（14水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場」、「弘前市 樋の口浄水場他」、「会津若松市 滝沢浄水場」、 「見附市 青木浄水場」、「燕・弥彦総合事務組合 統合浄水場」、 「神戸市 千苅市浄水場」、「備前市 坂根浄水場等」、「松山市 かきつばた浄水場」、 「四国中央市 中田井浄水場」、「大牟田市・荒尾市 ありあげ浄水場」、 「佐世保市 山の田浄水場」、「一宮市 中央監視施設」、「北九州市 配水管理システム」</p>
<p>PFI (Private Finance Initiative)</p>	<p>○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式</p>	<p>13案件（9水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜市 川井浄水場」、 「岡崎市 男川市浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、 「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設他1件」、 「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設他2件」、 「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備他1件」</p>
<p>公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)</p>	<p>○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式</p>	<p>1 案件（1水道事業者等） 「宮城県 上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 (令和4年4月 事業開始)</p>

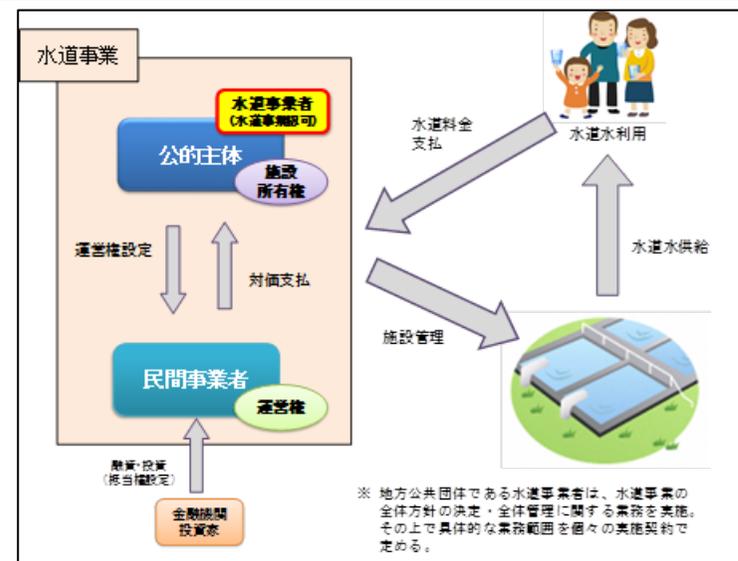
※令和2年度厚生労働省水道課調べ
※浄水施設のみを対象

水道事業等におけるコンセッション方式の概要

- コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
- 水道事業等においても、平成23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となり、経営主体を水道事業等の運営等を行うとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた（民間事業型）。
- さらに、平成30年12月に成立した水道法改正法（令和元年10月施行）により、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、**厚生労働大臣の許可を受けて、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる、新たなコンセッション方式の導入が可能となった**（地方公共団体事業型）。



民間事業型の概念図
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図
(平成30年水道法改正)

宮城県

<事業概要>

- 上工下水一体の「みやぎ型管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は20年間

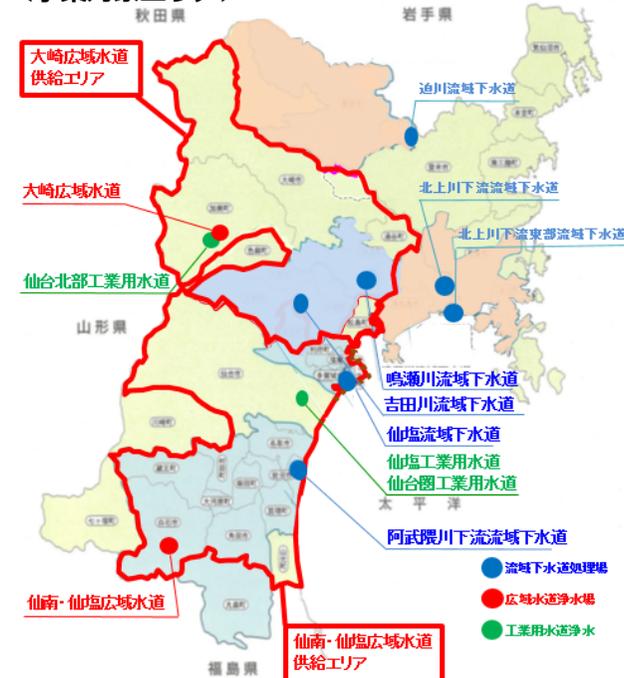
※上水道（水道用水供給事業）の供給対象は25市町村（右図の赤枠内）
 ※上工下水9事業合計で、20年間で約337億円（10.2%）のコスト削減効果
 見込み（水道用水供給事業で約195億円（11.6%）の見込み）

<進捗状況>

- 令和元年12月 県議会で実施方針条例案が可決、実施方針を策定・公表（上水道分野では初）
- 令和2年3月 募集要項等を公表
- 令和2年6月～12月 競争的対話を実施
- 令和3年3月 優先交渉権者を選定
- 令和3年7月 県議会において運営権設定の議決
- 令和3年10月 県から厚生労働大臣への許可申請
- 令和3年11月 厚生労働大臣の許可
- 令和3年12月 運営権設定、実施契約締結

- 令和4年4月 事業開始

<事業対象エリア>



<業務範囲>

県が事業全体を総合マネジメント



（宮城県資料より）

適切な資産管理の推進について



○ 水道施設の点検を、構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う

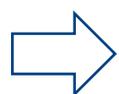
(例)

点検のルール化を明示するもの	点検内容
・点検計画書 ・マニュアル ・点検記録表 等	・対象の施設 ・点検の方法 ・点検の頻度 等

○ 水道施設の点検の結果、異状を把握した場合には、維持又は修繕を行う

○ 特に、基幹となる水道施設に多く用いられ、また、点検及び補修等を適切に実施すると、施設の更新需要の平準化に有効となるコンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）については、次のとおりの対応とする

- 概ね5年に1回以上の頻度で点検を行う
- 点検した際は、以下の事項を記録する〔同施設を次に点検を行うまで保存〕
 - ・点検の年月日
 - ・点検を実施した者の氏名
 - ・点検の結果
- 点検した結果、施設の劣化を把握し、修繕を行った場合には、その内容を記録する〔当該施設を利用している期間保存〕



水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を令和元年9月に作成

- 本ガイドラインは、法令の主旨を踏まえ、「水道維持管理指針2016」や「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類に基づきとりまとめ、日本水道協会が設置した「水道法改正に係わる専門委員会」の意見等を踏まえて作成
- 技術指針類が改訂された場合には、改訂内容に合わせて実施内容を見直すことや、新たな技術の採用や創意工夫により、効果的に実施することが望ましい
- 本ガイドラインは、施行規則に定める基準に従い、水道事業者等が点検を含む維持・修繕の内容を定めるに当たっての基本的な考え方を示すものであり、水道事業者等が管理する全ての水道施設に適用
- 水道施設の点検、維持・修繕の実施方法を、考え方、必須事項、標準事項、推奨事項に分類して記載

必須事項

関係法令（水道法、河川法、道路法、建築基準法、電気事業法等）に規定され遵守すべき事項

標準事項

法令には規定されていないが、技術的観点から標準的に実施すべき事項
（水道施設の状況や重要度等に応じて、内容の変更が可能な事項）

推奨事項

水道施設を効果的に維持するため必要に応じて実施することが望ましい事項

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関する新技術について

- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施にあたっては、新技術を積極的に活用し、水道施設を良好な状態に保ちつつ、長寿命化を図ることが重要である。
- 厚生労働省では、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」において水道事業者等に新技術の採用を促している。また、新技術の導入に関する実績調査や（公財）水道技術研究センター(JWRC)と連携した新技術の事例集（具体的な点検方法や活用事例等）の取りまとめなど新技術導入を促進させる取組を行っている。

新技術のイメージ

振動センサーを活用した水道管の漏水検知システム



出典：株式会社日立製作所提供

ドローンを活用した点検を行う技術



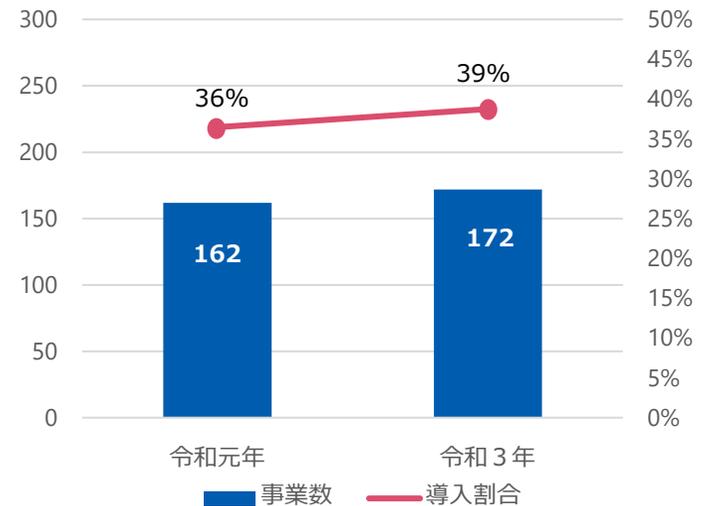
出典：堺市上下水道局提供

タブレット等の端末を活用した維持管理情報等を管理する技術



出典：厚生労働省資料

水道施設の点検を含む維持・修繕にかかる新技術を導入している水道事業等の数及び割合



調査対象：大臣認可の水道事業等 444事業
(上水道事業及び水道用水供給事業)

※令和4年9月30日までは適用しない

- 水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳を適切に作成及び保管
- 台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施することが必要

■ 調書及び図面として整備すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が整備されていると見なす

調書

管路等調書

管路等の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長

水道施設調書

水道施設（管路等を除く）に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名及びその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路等の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（市区町村名とその境界線、方位、縮尺、凡例及び作成の年月日、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・止水栓の位置
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

水道施設の計画的な更新

- 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

長期的な収支の試算

- 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算
- 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の新設及び改造の需要を算出し、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

- 収支の見通しについては、長期的な収支の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

アセットマネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

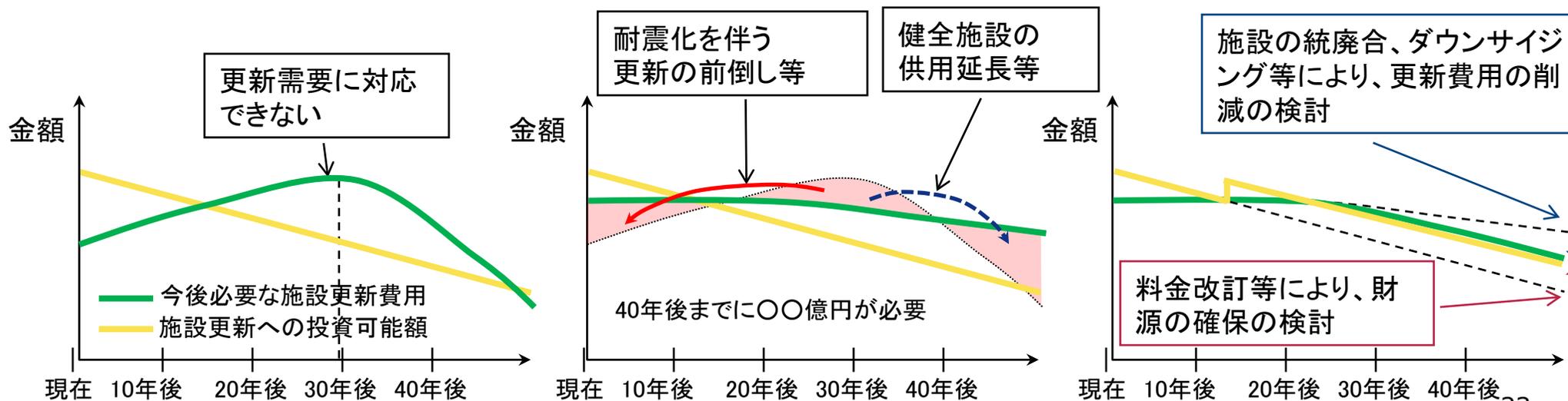
【アセットマネジメントの構成要素】

- ①施設データの整備(台帳整備)
- ②日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ④施設整備計画・財政計画等の作成

「更新需要(今後必要な施設更新費用)」と「財政収支の見通し(施設更新への投資可能額)」の比較

更新需要の平準化

持続可能な事業運営に向けた施設整備計画・財政計画等の作成

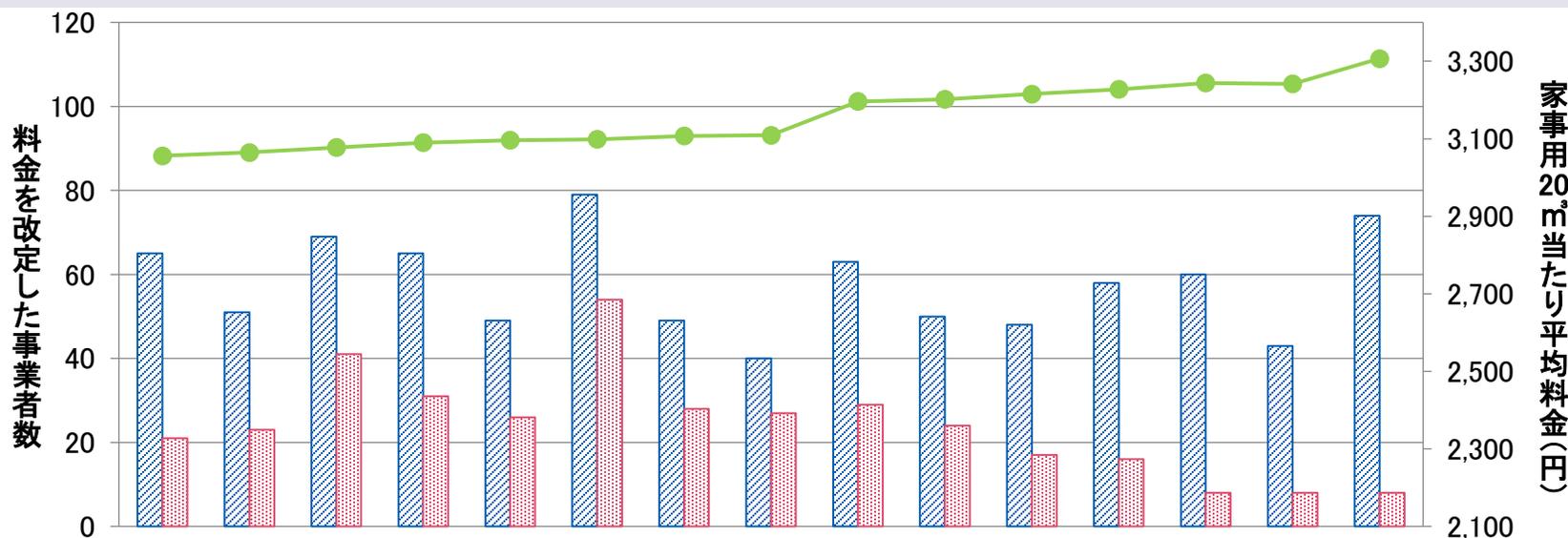


水道料金の改定状況

- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値上げ事業者数も増加している。令和元年度※の値上げ事業者数は74と過去5年間では最も多く、値下げ事業者数は8と過去5年間では最も少なかった。

※「水道料金表」は4月1日発行であるため、令和2年4月1日改定分を含む。

- 事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ（税金）による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
値上げ事業者数 ¹⁾	65	51	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43	74
値下げ事業者数	21	23	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8	8
全上水道事業者数	1,337	1,327	1,321	1,316	1,286	1,283	1,280	1,279	1,275	1,274	1,264	1,269	1,260	1,247	1,249
家事用20m ³ 平均料金(円)	3,056	3,065	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241	3,307

1) 料金体系の改定を含む

2) 出典「水道料金表(令和2年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

令和元年度※の水道料金改定

※令和2年4月1日改定分を含む

料金改定については、利用者に対してわかりやすく丁寧に説明し、理解を得ることが必要である。他の水道事業者の料金改定時の検討資料等もご参考に、引き続き料金の適切性確保や利用者への理解促進に努めていただきたい。

	改定事業者数	平均改定率	前回改定からの平均期間	備考
全改定事業者	82	9.4%	5.5年	
値上げ事業者※	74	10.7%	5.6年	<ul style="list-style-type: none">● 最高値上げ率31.8%● 最長改定期間23年● 15%以上値上げ事業者数21
値下げ事業者	8	-3.0%	4.8年	<ul style="list-style-type: none">● 最高値下げ率-6.1%● 最長改定期間6年

※改定率0.0%の2事業者を含む

出典 「水道料金表（令和2年4月1日現在）」 公益社団法人 日本水道協会

令和元年度以降に料金改定を実施した水道事業者における、検討状況（参考事例）

- 横浜市水道局（令和3年度改定）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/fuzoku/ryokin/ryoukintouarikata.html>

- 吹田市水道部（令和2年度改定）

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-suido/kikaku/75955.html>

- 江南市水道事業（令和2年度改定）

<https://www.city.konan.lg.jp/shisei/shingikai/1002097/1002042/1002182.html>

- 出雲市上下水道局（令和2年度改定）

<https://www.izumo-water.jp/suido/about/organization/419>

水道の諸課題に係る有識者検討会について



水道の諸課題に係る有識者検討会について

開催の趣旨

昨今、水道に関して大規模な事故など様々な問題が発生しており、課題や対応策等の整理・検討が必要となってきたところである。このような状況を踏まえ、現在の課題の洗い出しを行い、改善に向けた今後の本格的な検討につなげるため、有識者・水道事業者等を構成員とする検討会を開催する。

構成員

青木 秀幸 日本水道協会 理事長
浅見 真理 国立保健医療科学院生活環境研究部 上席主任研究員
伊藤 禎彦 京都大学大学院工学研究科 教授
清塚 雅彦 水道技術研究センター 常務理事
鋤田 泰子 神戸大学大学院工学研究科 准教授
(座長) 滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科 教授／水環境センター長
広瀬 明彦 国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員
増田 貴則 国立保健医療科学院 統括研究官
松井 佳彦 北海道大学大学院工学研究院 教授
松下 拓 北海道大学大学院工学研究院 准教授
宮島 昌克 金沢大学大学院 名誉教授
宮田 雅典 大阪市水道局 水質研究所長
山村 寛 中央大学理工学部 教授

開催状況

第1回（令和4年5月30日）

- 議題
- (1) 水管橋崩落を受けた今後の施設の維持管理制度について
 - (2) 布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件について

第2回（令和4年6月14日）

- 議題
- (1) 水道資機材の基準について
 - (2) 水道事業者等が行う定期的水質検査及び簡易専用水道の定期的検査

第3回（令和4年9月27日）

- 議題
- (1) 水管橋崩落を受けた今後の施設の維持管理制度について
 - (2) 布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件について

資格要件の見直し（布設工事監督者、水道技術管理者）

事業体のアンケートを実施し、その結果も踏まえ、有識者検討会において議論中。

■ 布設工事監督者の資格要件（令第5条）

分類			技術上の実務経験※
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を1年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修	2年以上 (1年以上)
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科又はこれに相当する課程		5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程		7年以上
水道の工事に関する実務経験のみ			10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		1年以上

※ 簡易水道の場合は必要年数は半分

■ 水道技術管理者の資格要件（令第7条）

分類		技術上の実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道は除く）		不要
大学卒業 <短期大学を除く>	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	9年以上
水道に関する実務経験のみ		10年以上
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の過程を修了		不要

※ 簡易水道と1000m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分

水管橋崩落を受けた

今後の施設の維持管理制度について

和歌山市における水管橋崩落事故について

六十谷水管橋関連状況

- 令和3年10月3日 六十谷水管橋の一部が崩落
- 紀の川以北（河西地区）の約6万世帯（約13万8千人）で断水等の影響が発生
- 応急復旧として、六十谷橋の車道に仮設のバイパス管を布設し、10月9日から各家庭への給水を再開
- 六十谷水管橋緊急復旧工事を実施(11月9日～)
 - 六十谷水管橋通水開始（5月19日）※下流側のみ
 - 六十谷橋の通行止め解除（6月15日）※上流側を通水し復旧完了（7月6日）
- 六十谷水管橋破損に係る調査委員会を開催
(第1回：10月21日、第2回：2月1日、第3回：5月20日、第4回：7月5日 結審)



厚生労働省の対応

- 全国の水道事業者等に対し、水管橋の維持及び修繕について依頼（10月8日）
- 生活基盤施設耐震化等交付金において、水管橋耐震化等事業の創設（10月27日）
- 全国上水道水管橋緊急調査の実施（12月24日結果公表）
- 今後、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を改訂するなどにより、引き続き適切な資産管理を推進

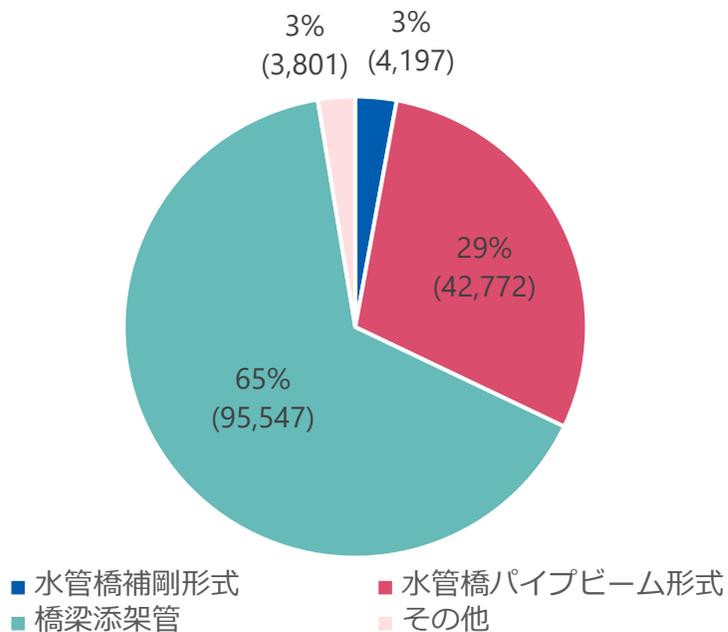


六十谷水管橋概要

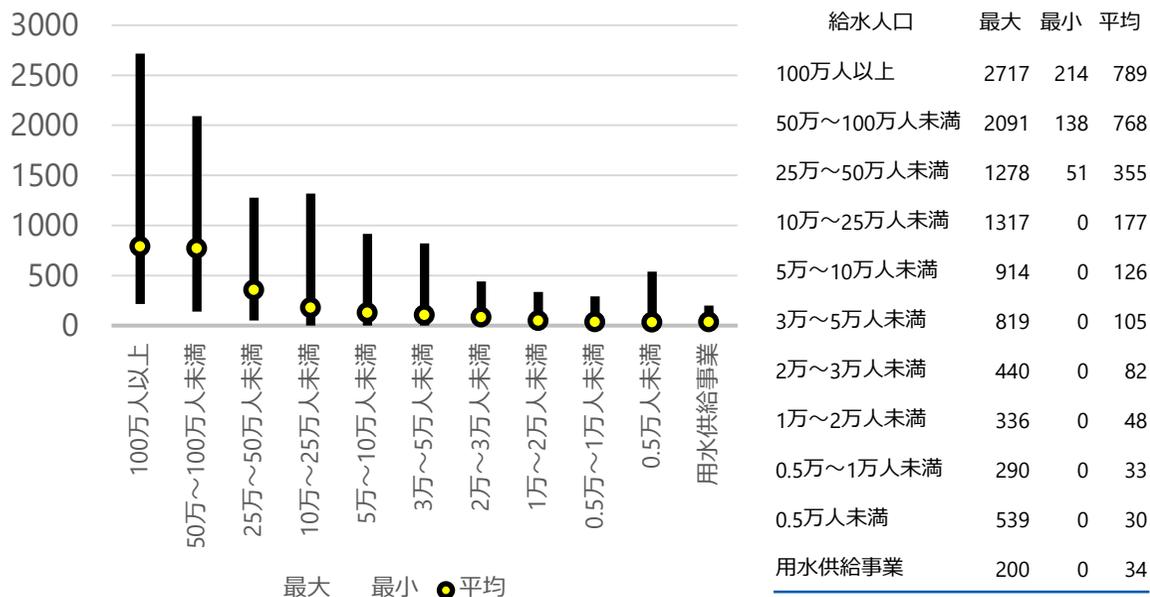
全国における水管橋等の保有状況調査結果

- 全国の水管橋等の数は、令和3年度末時点で約14.6万箇所。概ね管路延長5kmあたり1箇所の割合で存在。
- 事業者の規模が大きいほど多くの水管橋等を管理している傾向

形式別水管橋等の数（総数：146,317箇所）



1事業者あたりの保有水管橋等の数



管路機能別の構成割合

	基幹管路	配水支管
水管橋等箇所数	27%	73%
管路延長	15%	85%

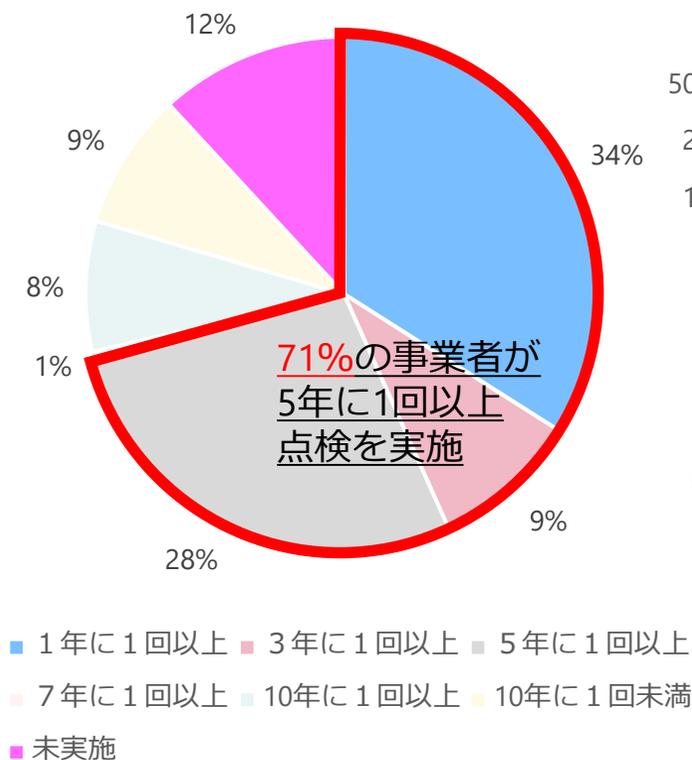
<調査対象> 全国の上水道事業者及び水道用水供給事業者（1,344事業者が回答）
 <調査期間> 令和4年8月5日～8月29日（令和3年度末時点の値を回答）

※管路延長は令和元年度水道統計の値で計算（総延長は72.7万km）

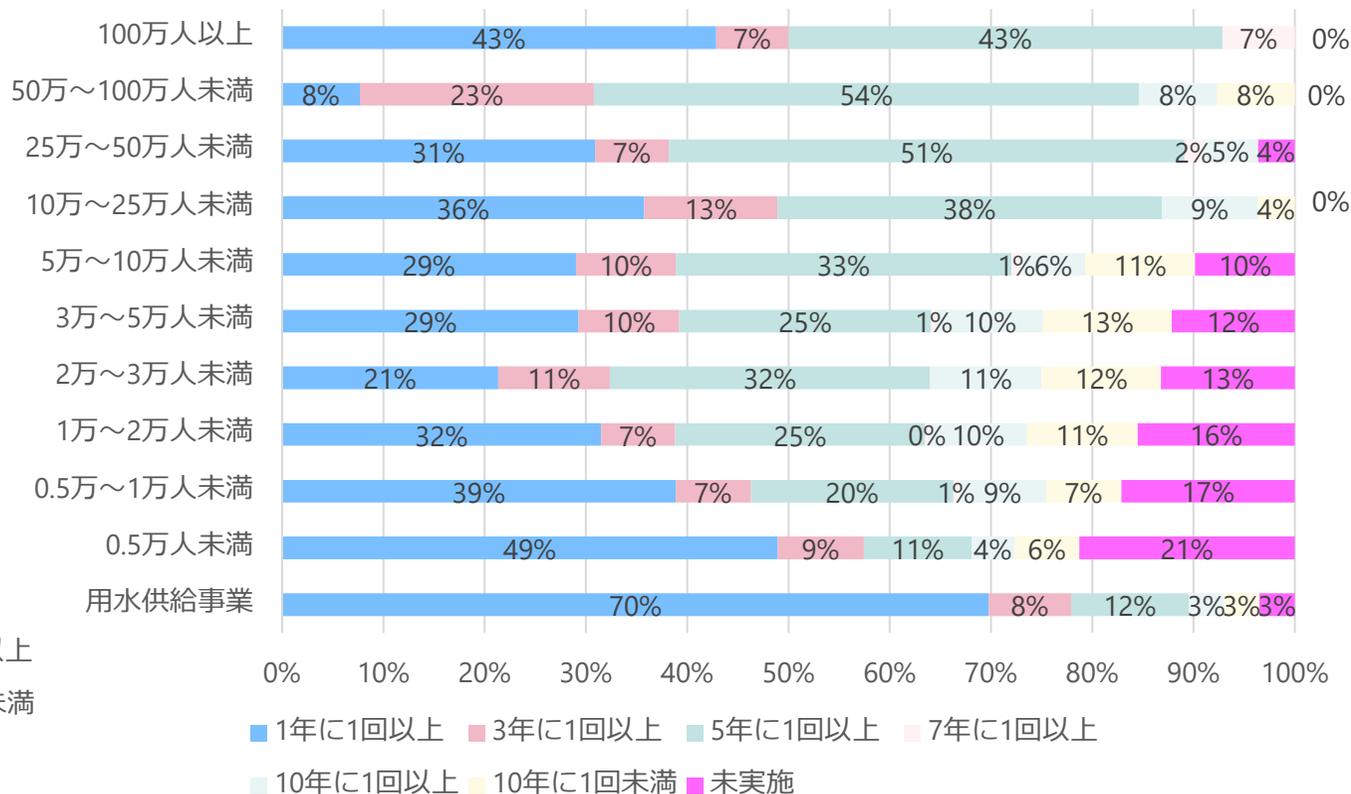
全国における水管橋等の点検頻度調査結果

- 約71%の事業者が5年に1度以上の頻度で点検を実施。
- 事業者の規模が小さいほど点検頻度が低い傾向。

水管橋等の点検頻度



事業規模別 水管橋等の点検頻度



<調査対象> 全国の上水道事業者及び水道用水供給事業者（1,344事業者が回答）

<調査期間> 令和4年8月5日～8月29日（令和3年度末時点の値を回答）

省令改正及びガイドライン見直し方針（案）

省令・ガイドラインの見直しにより、規制・指導強化、内容充実を図る。

対象施設

道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（必須：損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は架空横断している道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。標準・推奨：その他を含む）

	点検頻度・項目	点検手法	点検・修繕の記録
必須事項 規制強化 デジタル 原則反映	おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。	目視または目視と同等の状態把握ができる方法その他適切な方法により点検を行うこと。	点検を記録し、次に点検を行うまでの間保存しなければならない。 修繕を記録し、施設を利用している期間保存しなければならない。
標準事項 指導強化	初期点検・日常点検・定期点検・臨時点検・緊急点検として点検頻度・項目を設定して実施する。	補剛部材及び支持金具については、近接目視または近接目視と同等の状態把握ができる手法によることを基本とする。 ※管体の劣化については、崩落以前に漏水が発生するため、目視等で把握。	帳票に部材毎に記録。
推奨事項 内容充実	構造形式や設置環境、劣化状態に応じて点検頻度・項目を設定して実施する。	新技術を活用して効果的・効率的に実施する。	点検記録を次回点検以降も保存する。修繕記録を類似施設の維持管理に活用するべく保存する。

水道事業におけるCPS/IoTなどの 先端技術の活用

事業目的

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた広域連携など通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。

このため、IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる事業について支援をし、水道事業の運営基盤強化を図る。

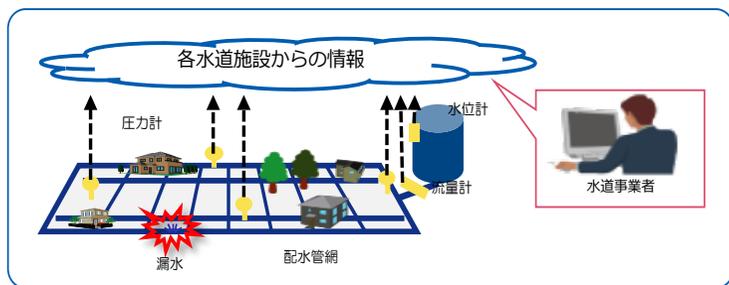
事業概要

広域的な水道施設の整備と併せて、IoTの活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を行う。

ただし、広域化を伴わない事業については、先端技術を用いた設備の導入経費のみ支援する。

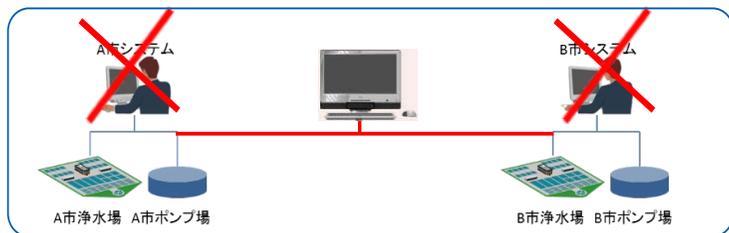
- ▶ 生活基盤施設耐震化等交付金における事業（平成30年度～）
- ▶ 対象事業者：先端技術を導入する水道事業者、水道用水供給事業者、簡易水道事業者
- ▶ 交付率：1/3
- ▶ 令和4年度より、IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業についても対象に追加。
- ▶ 令和5年度に向けた事業の事前協議方法について、一部変更を予定しているため、別途事務連絡にて周知予定。

事業例1：広域化に伴う水道施設の整備と併せて、各種センサやスマートメータを導入する場合
(将来的に監視制御設備にて得られた情報を分析・解析することを基本とする)



効率化

事業例2：広域化に伴い、複数の監視制御システムを統合し、得られた情報を配水需要予測、施設統廃合の検討、台帳整備等の革新的な技術に生かす場合



効率化

【事業例1】

活用例① 高度な配水運用計画

- ▶ 配管網に流量計や圧力計などの各種センサを整備し、その情報を収集・解析することで、高度な配水計画につなげる。

活用例② 故障予知診断

- ▶ 機械の振動や温度などの情報を収集・解析することで、故障予知診断につなげる。

活用例③ 見守りサービス

- ▶ スマートメータを活用し、水道の使用状況から高齢者等の見守りを行うもの。

【事業例2】

活用例① アセットマネジメントへの活用

- ▶ 台帳の一元化、維持管理情報の集約などにより適切なアセットマネジメントを実施し、施設統廃合や更新計画につなげる。

ビッグデータやAIの活用

活用次第で様々な事業展開が可能

付加効果

イノベーション

- ▶ 上記事例の他、新たな視点から先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業

①水道情報活用システム導入支援 ※は、前年度からの継続

	都道府県	事業者名	導入を検討しているアプリケーション等
1	宮城県	蔵王町※	施設台帳、運転監視
2	福島県	浪江町	財務会計
3	栃木県	宇都宮市	水道料金
4	石川県	金沢市※	施設台帳、マッピングシステム、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視
5	滋賀県	大津市	財務会計、運転監視
6		愛知群広域行政組合	財務会計
7		長浜水道企業団	財務会計
8	京都府	宮津市	施設台帳、マッピングシステム、運転監視、水質監視
9		与謝野市	施設台帳
10	兵庫県	宝塚市※	施設台帳
11		姫路市	運転監視
12		神戸市	施設台帳、マッピングシステム、アセットマネジメント、水道料金、財務会計、
13	奈良県	奈良市※	施設台帳、マッピングシステム、アセットマネジメント、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視、水質監視
14		生駒市※	運転監視、水質監視
15		平群町	運転監視
16	島根県	島根県企業局	運転監視
17	広島県	広島県企業局	運転監視
18	福岡県	桂川町	運転監視、水質監視
19	佐賀県	佐賀市※	施設台帳
20		佐賀西部広域水道企業団※	施設台帳、マッピングシステム
21	大分県	大分市	施設台帳
22	鹿児島県	鹿児島市	運転監視

②水道情報活用システム以外のIoTの導入支援

	都道府県	事業者名	事業概要
1	北海道	留萌市	スマートメーター導入、豪雪・寒冷地域仕様
2	福島県	会津若松市	施工情報システム導入、専用測定器（サイトチェッカー）を用いた継手チェック
3	神奈川県	神奈川県	施設管理システム導入、アセットマネジメント機能
4	岐阜県	岐阜市	AIによる衛星画像解析技術を用いた漏水リスク評価システム導入
5	福岡県	福岡市	ポンプ設備の状態監視システム導入、ポンプ振動の周波数解析

水道情報活用システムの概要

【現状システム】

水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利活用も限定的な状況である（ベンダロックイン）。

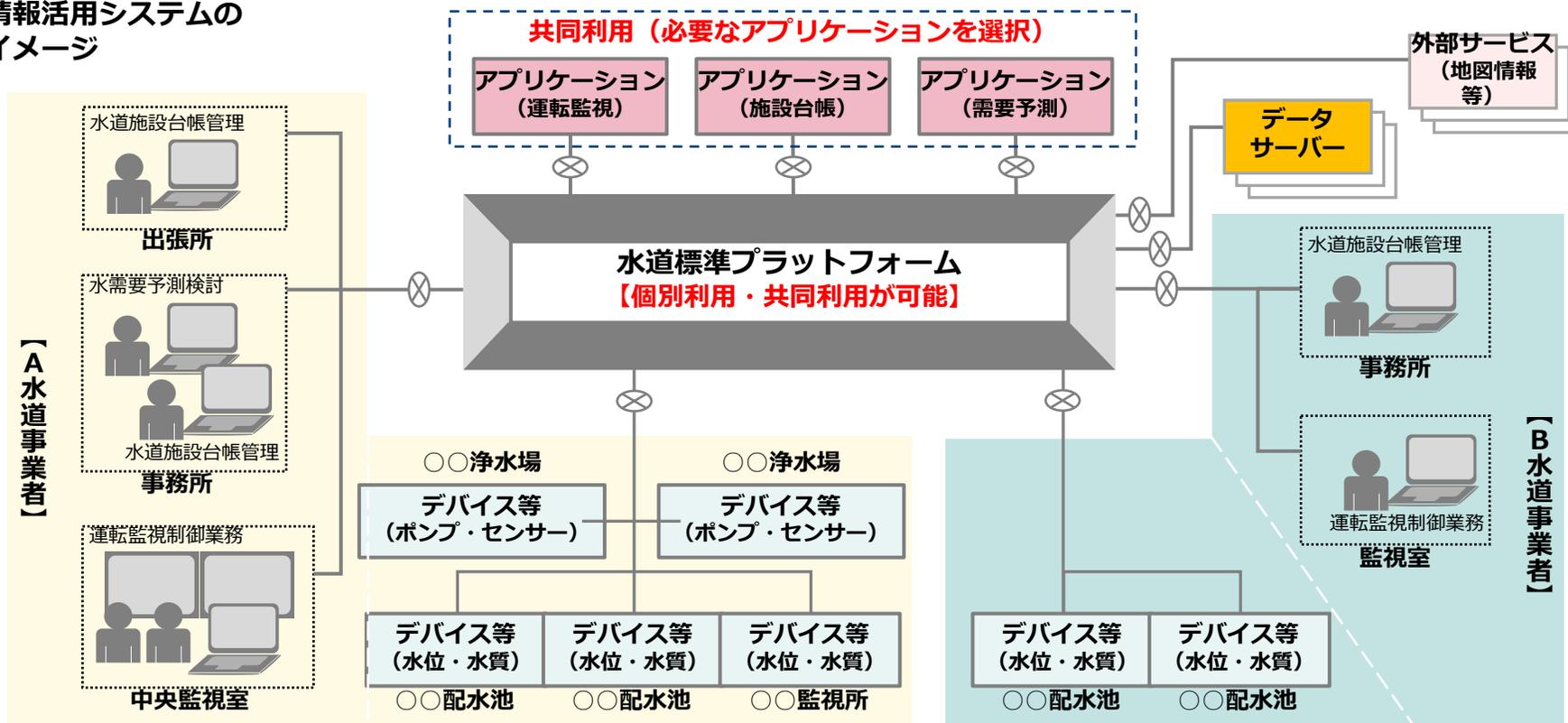
【水道情報活用システム】

水道情報活用システムは、データ流通仕様が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用したシステムであり、主な利点は以下の通りである。共同利用することにより、更なる効率化を図ることも可能である。

- ・ **ベンダロックイン解除**：水道施設の運転監視データや施設情報等の各種データは、異なるシステム間・ベンダ間のアプリケーションにおいてもプラットフォームを介して横断的に活用が可能である。
- ・ **コストの低減**：アプリケーションやデバイス等が汎用化されることから、コストの低減が可能である。

※令和5年度以降に向けた水道情報活用システム導入支援事業の扱いについては、別途事務連絡にて周知予定。

水道情報活用システムの 利用イメージ



経済安全保障について



経済安全保障推進法の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)【5/11成立】

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するために、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設。
- 本国会において、5/11に成立。

1. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審査対象

対象事業：法律で対象事業の外縁（例：水道事業）を示した上で、政令で絞り込み

対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出・審査

重要設備の導入・維持管理等の計画の事前届出

事前審査期間：原則30日 必要な場合は、短縮・延長が可能（最長4ヶ月）

勧告・命令

審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

5. 特許出願の非公開に関する制度

経済安全保障推進法における基幹インフラに係る新設制度

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれあり。
- 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査。

概要

1. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針を策定

2. 審査対象

(1) 対象分野（法律で対象事業の外縁を示した上で、政令で絞り込み。）

電気	ガス	石油	水道	電気通信
放送	郵便	金融	クレジットカード	鉄道
貨物自動車運送	外航貨物	航空	空港	

(2) 対象事業者・・・主務大臣が指定

対象事業を行う者のうち、①重要設備（具体的な重要設備は主務省令で指定）の機能が停止・低下した場合に、②役務の安定的な提供に支障が生じ、③国家・国民の安全（国民の生存・社会経済秩序の平穏）を損なうおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者

3. 審査（重要設備が我が国の外倍から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうか）

(1) 重要設備の導入・維持管理等の計画の事前届出

<計画の記載事項の例>

- ①導入の場合 重要設備の概要、内容・時期、供給者、重要設備の部品等
- ②維持管理等の委託の場合 重要設備の概要、内容・期間、委託の相手方、再委託等

(2) 事前審査期間（原則として届出受理から30日間）

- ・審査の必要がないときは短縮可。
- ・審査や勧告・命令に必要なときは延長可（届出受理から最長4月間）

4. 勧告・命令（妨害行為を防止するために必要な措置）

- ・審査の結果、重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、妨害行為を防止するために必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告。
- ・勧告を応諾するかしないかの通知がないときや、応諾しない旨の通知があったとき（正当な理由がある場合を除く。）は、勧告に係る措置を命令。

施行期日

段階的に施行 ①審査対象 公布（5/18）後1年6月以内 ②審査・勧告・命令 公布（5/18）後1年9月以内

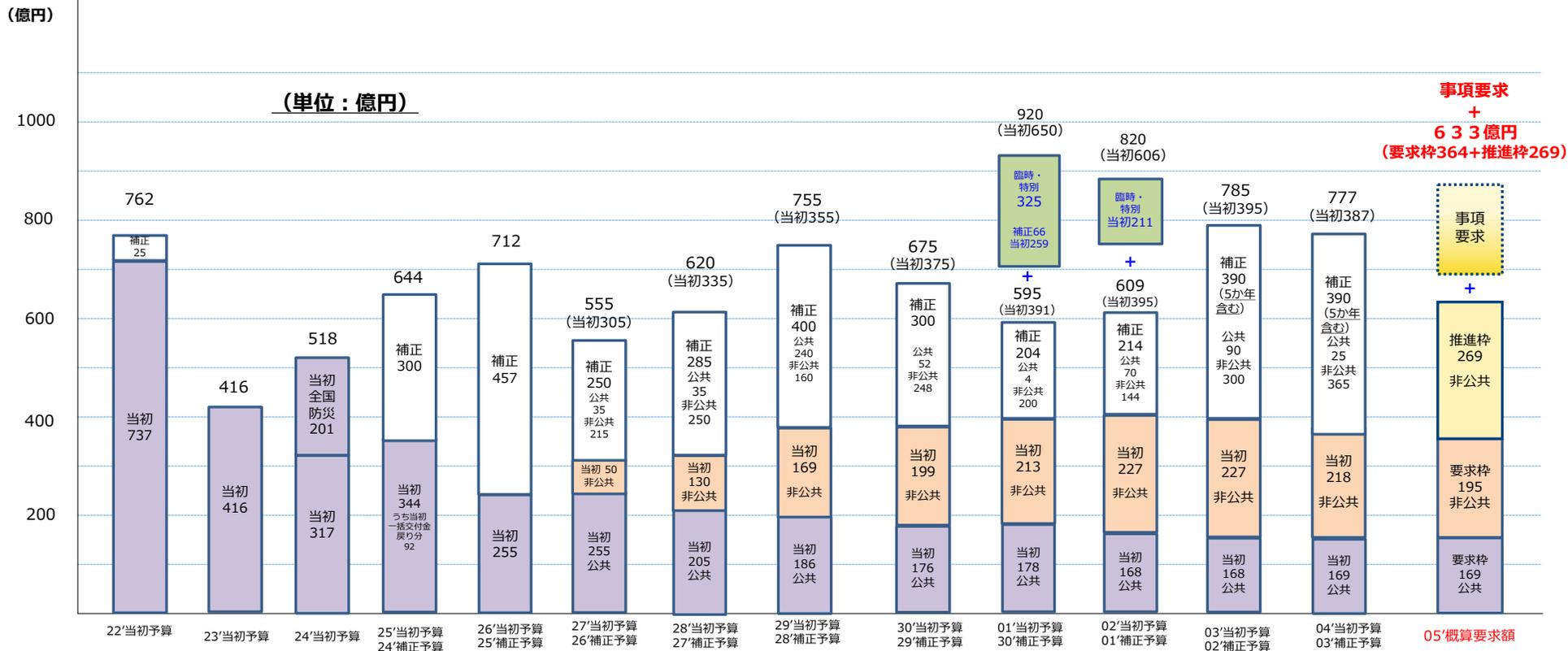
（対象事業者の指定から6月間は経過措置として適用を開始しない。）

水道施設整備費に係る予算等について



水道施設整備費等 年度別推移（平成22年度予算～令和5年度要求）

公 共：水道施設整備費補助金・・・簡易水道やダム等の施設の整備事業に対する財政支援
非 公 共：生活基盤施設耐震化等交付金・・・水道施設の耐震化や水道事業の広域化に資する施設整備事業に対する財政支援
 ※交付金の創設（平成26年度）以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金で対応



(注1) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。
 (注2) 単位未滿を四捨五入しているため、合計額は一致しない。
 (注3) 平成25年度以降は前年度補正予算と一体的に執行している。
 (注4) 指導監督事務費、水道施設整備事業調査費、水道施設整備事業調査費及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額を含む。

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助(交付)することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費補助金(公共)

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質の高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物及び基幹管路の耐震化等(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・水道事業の広域化(事業統合または経営の一体化)に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等
- 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
 - ・IoT・新技術を活用した事業の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現のための施設整備等

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営む水道事業者 等 ○補助(交付)先：地方公共団体 ○補助率：1/4、1/3、4/10 等

水道整備・管理行政の移管について



新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた 次の感染症危機に備えるための対応の具体策（抜粋）

令和4年9月2日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、濁水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。